

平成30年8月10日

自主防災組織会長（自治会長）殿  
事業者 殿

企画総務部長 安丸 学

平素は、市の防災行政に格別のご理解と、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法改正では、防災計画の体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が新設されました。

本市におきましても、自主防災組織の結成や小学校区毎の連合会の結成促進等、「行政（公助）の及ばない部分を共助で補う」地域防災力の強化のため、各種施策を推進しているところでございます。

つきましては、自主防災組織会長（自治会長）及び事業者におかれましては、国の推進する「地区防災計画制度」の趣旨をご理解の上、下記に示す資料をご参考に、地区防災計画の作成と、これに基づく活動を進めていただきますようお願い申し上げます。

- ・内閣府「みんなで作る地区防災計画」

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/>

- ・内閣府「地区防災計画ガイドライン」

[Http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf](http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf)

- ・地区防災計画（一例）別紙

## 地区防災計画とは

我が国の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されています。

一方で、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

市長村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってくるのです。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。

その際、防災計画の体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設されました。（平成26年4月1日施行）

同制度は、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画ですが、市町村地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市町村地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動が連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。

### 防災計画の全体像

国（中央防災会議）	： 防災基本計画
指定行政機関・指定公共機関	： 防災業務計画
都道府県・市町村（防災会議）	： 地域防災計画
市町村の居住者・事業者	： 地区防災計画